

別表 7-1 事業区分 1、2、3 における補助対象施設・機械等

事業区分	施設・機械等区分	主たる対象施設・機械等の内容
1 ステップアップ経営者育成対策	①園芸用ハウス、育苗ハウス等	環境制御型耐候性ハウス（50m/s 以上の風速（注 1）に耐えることができる強度を有し、複合環境制御装置、自動カーテン装置、循環扇及びハウス内環境測定器を備えたもの。）／ガラス室ハウス／硬質プラスチックハウス／軽量鉄骨ハウス／パイプハウス／降雨防止施設／育苗ハウス（周年使用するもの、又はベンチとセットであるもの）／井戸（基盤整備促進事業の対象とならないものに限る。）／その他特に必要な施設等
2 新規就農者育成対策		
3 経営基盤強化対策		
	②省力化機械・装置	いちご高設栽培施設／複合環境制御装置／自動カーテン装置（自動谷換気装置、自動サイド巻き上げ装置を含む）／養液栽培装置／播種機／定植機／収穫機／乗用管理機／乗用草刈機／乗用摘採機／乗用中刈機／茶乗用型複合作業機／省力防除機械・装置（露地野菜・果樹で使用するドローン含む）／省力施肥灌水装置／省力灌水機械／環境感知警報機／低コストな園地改良／重量野菜等の圃場内自走式運搬車（キャタピラ式に限る。）／自走式肥料等散布機（樹園地内で使用するものに限る）／無人自律走行型草刈機／その他特に必要な機械・装置
	③高品質化機械・装置	根域制限栽培施設（埋め込み式含む）／光合成促進装置／細霧冷房装置／施設全面開放装置／果樹棚／V 字ジョイント栽培施設／茶防霜施設／防風施設／防鳥ネット施設／換気扇／花粉自家採取に係る機械（花蕾採取機・採薬機・開薬機・花粉精選機等）／その他特に必要な機械・装置
	④省石油型機械・装置	多層被覆装置／排熱回収装置／循環扇／ヒートポンプ／その他特に必要な機械・装置
	⑤土作り用・病虫害低減機械・装置	堆肥散布機（マニュアルスプレッダ）／稲わら等収集機（ロールベイラ、ハイベイラ）／剪定枝粉碎機／土壤消毒機／忌避灯／堆肥盤（簡易な屋根を含む）／排水対策用機械（補助もみ殻暗渠埋設機）／その他特に必要な機械・装置
	⑥選別・調整、加工用機械・装置	選別・調整機／包装機／保冷・貯蔵施設（みかん簡易貯蔵施設含む）／たまねぎ除湿乾燥システム／茶加工用機械・装置／その他特に必要な機械・装置
	⑦長寿命化対策	法定耐用年数が経過した園芸用ハウス等の部材の交換・補強／法定耐用年数が経過した園芸用等ハウスの移転／法定耐用年数が経過した茶の防霜施設のファン、自動制御装置等の交換・補強／法定耐用年数が経過した茶加工用機械・装置の部品の交換、補強、修理（蒸し機等の本体の交換は除く）
	⑧中古ハウスリノベーション対策	中古園芸用ハウス等のリノベーション（取得・解体・再建・修繕・補強、附帯設備導入等）

事業区分	施設・機械等区分	主たる対象施設・機械等の内容
	⑨園芸振興において政策的に特に必要な施設、機械・装置、資材等	有機栽培及び佐賀県特別栽培農産物（ただし、無化学合成農薬・無化学肥料に限る）用施設・機械／営農開始に必要な生産資材等（種苗／支柱／防草シート（ハウス外周分）／動力噴霧器／収穫台車 等）（事業実施年度に営農開始する新規就農者に限る。）／その他特に必要な機械・装置・資材等
	⑩大雨・大雪被害防止対策	・大雨被害防止対策 浸水防止壁／排水ポンプ／大雨被害を受けない土地への園芸用ハウスの建て替え ・大雪被害防止対策 園芸用ハウスの補強資材（タイバー、中柱、筋交い等）

注１）対象品目でハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s 未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が 35m/s を下回る場合においては 35m/s を下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。

注２）養液栽培装置（品目が果樹の場合）、根域制限栽培施設、果樹棚については、露地果樹であるがこれらの施設及びこれらの施設が整備されている園地に整備する施設の受益面積は施設園芸として取り扱う。

注３）露地栽培の佐賀果試 35 号において防風施設を整備する場合は、受益面積を 3 a 以上とする。

注４）防虫ネットは、園芸用ハウスと一体的に整備する場合は補助対象とする。また、この場合、3 年以上利用可能な資材であること、かつ、網目の規格が、果樹は 4 mm 以下、果樹以外は 1 mm 以下であることとする。

注５）堆肥盤（簡易な屋根を含む）については、上限事業費（税込）16,000 円/㎡とし、これに補助率を乗じた額を上限補助金額とする。

別表 7-2 事業区分 4 における補助対象施設・機械等

事業区分	施設・機械等区分	主たる対象施設・機械等の内容
4 園芸産地育成対策 (1) 園芸団地整備対策	①園芸用ハウス等、育苗ハウス	園芸団地に整備する以下のもの 環境制御型耐候性ハウス（50m/s 以上の風速（注1）に耐えることができる強度を有し、複合環境制御装置、自動カーテン装置、循環扇及びハウス内環境測定器を備えたもの。）／ガラス室ハウス／硬質プラスチックハウス／軽量鉄骨ハウス／パイプハウス／降雨防止施設／育苗ハウス（周年使用するもの、又はベンチとセットであるもの。）／井戸（基盤整備促進事業の対象とならないものに限る。）／その他特に必要な施設等
	②中古ハウスのリノベーション対策	中古園芸用ハウス等のリノベーション（取得・解体・再建・修繕・補強、附帯設備導入等）
	③附帯設備等	①又は②と一体的に整備する以下のもの ・省力化装置 いちご高設栽培施設／複合環境制御装置／自動カーテン装置（自動谷換気装置、自動サイド巻き上げ装置を含む）／養液栽培装置／省力防除装置／省力施肥灌水装置／環境感知警報機／その他特に必要な装置 ・高品質化装置 根域制限栽培施設（埋め込み式含む。露地果樹の場合①又は②と一体的でなくても整備可能。）／光合成促進装置／細霧冷房装置／施設全面開放装置／果樹棚（露地果樹の場合①又は②と一体的でなくても整備可能）／V字ジョイント栽培施設（露地果樹の場合①又は②と一体的でなくても整備可能）／防風施設（露地果樹の場合①又は②と一体的でなくても整備可能）／防鳥ネット施設（露地果樹の場合①又は②と一体的でなくても整備可能）／換気扇／その他特に必要な装置 ・省石油型装置 多層被覆装置／排熱回収装置／循環扇／ヒートポンプ／その他特に必要な装置
	④共同利用機械・施設等	・省力化機械 播種機／定植機／収穫機／乗用管理機／乗用草刈機／乗用摘採機／乗用中刈機／省力灌水機械／省力防除機械（露地野菜で使用するドローン含む） ・高品質化機械 採薬機・開薬機・花粉精選機 ・その他共同利用機械・施設等 トラクター／農機具格納庫／受電設備／保冷・貯蔵施設／その他特に必要な共同利用機械・施設等
(2) 効率的な露地野菜集出荷対策	⑤露地野菜集出荷システム	大型鉄コンテナ／運搬用機械（フォークリフト、ユニック車、トラクターリフトアタッチメント（リアリフト）等。ただし、車両の本体価格に限る。）／製氷機／たまねぎ乾燥システム／その他特に必要な機械・装置

- 注1) 対象品目でハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s 未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/s を下回る場合においては35m/s を下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。
- 注2) 養液栽培装置（品目が果樹の場合）、根域制限栽培施設、果樹棚については、露地果樹であるがこれらの施設及びこれらの施設が整備されている園地に整備する施設の受益面積は施設園芸として取り扱う。
- 注3) 防虫ネットは、園芸用ハウスと一体的に整備する場合は補助対象とする。また、この場合、3年以上利用可能な資材であること、かつ、網目の規格は、果樹は4mm 以下、果樹以外は1mm 以下であることとする。